

事 務 連 絡

平成23年12月21日

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部事務局長

(公印省略)

災害見舞金及び災害見舞金附加金の請求手続きについて（通知）

このことについて、平成23年7月6日付け公立宮城第85の2号で通知しました「2. 給付対象者」及び「5. 損害の程度及び支給月数」については、下記のとおり取り扱っておりますので、貴所属組合員に周知願います。

記

1 給付対象者

地震、津波等の災害により被災された組合員又はその被扶養者の住居については、り災証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの判定を受けた方。また、家財については、「り災の程度に関する申立書」により判断し、被災割合が20パーセント以上となった場合に対象となります。

2 損害の程度及び支給月数

通知文「5. 損害の程度及び支給月数」の損害の程度の家財欄「19%未満」は、「20%未満」に訂正願います。

3 その他

平成23年12月現在のり災状況報告書の審査処理状況については、11月末までに受付した分は審査を終え（不備書類を除く）、所属所長あて回答通知の発送を完了しております。

担 当：給付班 大内

TEL：022-211-3676

FAX：022-211-3695